

世田谷区立学校管理運営規則の一部を改正する規則

世田谷区立学校管理運営規則（昭和53年9月世田谷区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（主任教諭及び主任養護教諭）

第4条の2 幼稚園に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。

2 幼稚園に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。

第5条中「、第12条」を削る。

第12条を次のように改める。

（主務教諭等）

第12条 小・中学校に、主務教諭を置くことができる。

2 主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて小・中学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

3 主務教諭の職名は、主任教諭とする。

4 小・中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて小・中学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。

5 第3項の規定にかかわらず、前項に規定する主務教諭の職名は、主任養護教諭とする。

6 小・中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて小・中学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。

7 第3項の規定にかかわらず、前項に規定する主務教諭の職名は、主任栄養教諭とする。

第13条中「主幹教諭」を「主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。